淀川水系流域委員会
第 42 回委員会（H17.7.21）
参考資料 1 ※

委員および一般からのご意見

①委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘(2005/5/17～2005/7/19)

No.	委員名	受取日	内容
001	千代延明憲委員	05/06/06	「すべてダム待ちの姿勢は残念 ダムの代替案検討に要する資料の要請を」が寄せられました。別紙001-1をご参照下さい。
002	今本博健委員	05/06/07	「穴あきダムについて」が寄せられました。別紙002-1をご参照下さい。
003	本多孝委員	05/07/19	「天ヶ瀬ダム再開発に関し宇治川の住民の意見をどう反映したのか？」が寄せられました。別紙003-1をご参照下さい。

②一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘(2005/5/17～2005/7/19)

No.	発言者 所属等	受取日	内容
585	淀流委ウォッチャーズ・クラブ 細川ゆう子氏	05/05/17	「淀川流域委ウォッチャーズNo.４」が寄せられました。→別紙585-1をご参照下さい。
586	リバープロジェクト 木村俊二郎氏	05/05/19	「第二次流域委員会についての感想」が寄せられました。→別紙586-1をご参照下さい。
587	伊賀 水と緑の会 事務局 畑中昭子氏	05/05/23	「第２回総会アピール 自然環境保全と回復に新たな夜明けを!!」が寄せられました。→別紙587-1をご参照下さい。
588	山岡久和氏	05/06/09	「第41回委員会参考資料２についての意見」が寄せられました。→別紙588-1をご参照下さい。
589	徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子氏	05/06/30	「国交省が淀川水系のダムにつき、一定の結論を出した」件についてご意見が寄せられました。→別紙589-1をご参照下さい。
590	徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子氏	05/07/08	「流域委員会委員長声明を支持します」、「ダム方針について」が寄せられました。→別紙590-1をご参照下さい。
591	伊賀・水と緑の会 畑中尚氏	05/07/12	伊賀・水と緑の会が河川部長に提出した申入書「7月1日淀川水系5ダムについての方針について」が寄せられました。→別紙591-1をご参照下さい。
592	村上悟氏	05/07/19	「墓石よりも学びの舎を」が寄せられました。→別紙592-1をご参照下さい。

２００５年6月6日

淀川水系流域委員会委員長殿

千代延明憲

丹生ダム現地視察を終えて

すべてダム待ちの姿勢は残念
ダムの代替案検討に要する資料の要請を

６月６日、高時川流域の重要地点及びダム建設予定地を、近畿地方整備局河川部、水資源機構及び滋賀県土木交通部の丁寧な案内で視察をしてまいりました。

その際ご教示いただいたこと、またこれまでに何度も説明頂いたこと等を整理しながら、感想を述べさせていただきます。

大胆に一言いえば、“ ダム待ちの姿勢があまりに強かった ”ということです。

そのような感想になった根拠を２～３述べてみたいと思います。

１、治水について

これまで天井川の怖さを何度も聞かされ、また洪水は明日襲いくるかもしれないが誰が責任をとるのかと、地元住民のみなさんからの強い訴えが今も続いています。

しかし、現地で目にしたのは、堤外民地にある樹木や竹薮で伐採処分をすべきであると思われる個所が多いという実態です。

滋賀県土木交通部の説明では、所有者との協議を熱心に続けているが、所有者がなかなか応じないためいまだにこのような状況にあるとのことでした。

しかし、堤外民地の所有者は洪水被害の恐れのないところに住んでいる人達ばかりでしょうか。決してそのようなことはありません。危険といわれる地域に住んでいて事実これまでも、当委員会に怖さの実態を過去の事例にもとづいて切々と訴え、水防活動にも熱心であるといわれています。

何とかしなければという思いの強い河川管理者と同じ思いの堤外民地所有の地元住民という役者がそろっていて、なぜ洪水防止に有効な策が実現しないのか。しかも、その対策費はそれほど高くつくものではないのです。

ダムの効果と比較すれば樹木等の伐採処分の効果は小さいことは明らかですが、せめてプラス効果のある策が実施されないのでしょうか。理解に苦しみます。ダム以外の洪水被害軽減策実施に消極的な河川管理者、地元の人達は、いわば「ダム待ち症候群」にかかっているとでもいう他ありません。

２、ダム代替案について

滋賀県はこれまでに、「ダム＋河道改修」の他にダム代替案を五つ提示し、コスト、治水効果発現の時期等総合評価して、“ 今のところ ”とことわりながら「ダム＋河道改修」がベストとしています。近畿地整も同様な評価をしていると思います。

これに関しての疑問は、「ダム＋河道改修」のコストは５１７億円（内　ダムについては

残事業費が４１７億円であるということでこの数字を使用）を、代替案のコストとそのまま比較することです。ダムの４１７億円についても、現時点で他の案と同じ前提で算定し、少なくともその数字と比較すべきです。私個人は、当初に示された事業費が最終的には極めて大きく膨らんでいる多くのダムの事例等からして、到底このような金額で終わるとは思っていません。

さらに、代替案五つのコスト及び治水効果発現に要する期間について、少しでも安く少しでも短くという真摯な検討がなされているでしょうか。現実にはコンサルから出された数字を基に、そのような検討がされた形跡はほとんどないように思えます。コンサルからの数字をみて、他は手の施しようなしとあきらめて今に至っているのではないでしょうか。しかも、総合評価といいながら、環境に関してはどんな評価を何に基づいてしたのか全くわかりません。ここにも根底に「ダム待ち症候群」が蔓延している様子が窺えます。

３、瀬切れの発生について

瀬切れはいつ頃から起こり始めたのでしょうかと尋ねても、いつからと明確に答える人に出会ったことはありません。しかし、ほとんどの人は昭和４０年代前半の高時川頭首工ができたころからといわれます。

最近、少雨化傾向、積雪の減少傾向、森林の保水力低下傾向等が顕著になりつつあるといわれ、確かにそれは否めませんが、当初から河川管理者が過大な水利権を与えたことが最大の要因のように上述のことから思えます。

瀬切れ発生抑制のためにも、灌漑期には農業用水の再利用、用水の節減や水田の濾水防止等適正な管理に注力されていることは事実のようですし、また３０％近い減反が行われていることも事実です。しかし農業用水の取水が大きく減少しているとはいえません。やはり農業用水の使用に関する工夫や熱意は今ひとつのように思えます。

また、非灌漑期の９月後半から１１月にかけても瀬切れが発生していますが、この時期になぜ毎秒２．５ｔ（灌漑期の１／４に相当）もの取水が必要なのでしょうか。これについては、防火用水として、生活用水として、また親水・景観保全のため等理由が述べられますが、ここまでくれば価値観の相違としかいいようがないように思います。

いずれにしましても、農業用水の不足分補給は余呉湖経由の琵琶湖からの揚水頼みとなっており、一方瀬切れ解消はダムでというように河川管理者、地元のみなさんとも割り切っていると思われます。

以上のように「ダム待ち症候群」が蔓延しているなかで、私ども委員は河川管理者の次の一手をただ待っていていいのでしょうか。

私ども委員がどこまで適切な検討ができるかは別としまして、ダムを含む六つの案につきコストのブレイクダウン、事業期間の算定根拠等の説明と資料提供を河川管理者に早急に要請頂きたくお願い申し上げます。

穴あきダムについて

今本博健

1　はじめに

ダムが治水および利水面で有効であることは確かであるが、自然あるいは社会環境に及ぼす悪影響も大きい。一方、右肩上がりの水需要予測を実態に合わせて下方修正することが最近ようやく本格化し、多目的ダム計画からの利水の撤退が目立つようになった。

「利水の撤退」という多目的ダム計画の根幹を揺るがす思いがけない事態のもとで、ダム計画の存続をはかるために打ち出された施策が「多目的ダムから治水専用ダムへの変更」であり、「自然環境への影響がない」とのふれこみで登場しているのが「穴あきダム」である。

穴あきダム方式そのものは古くからあり、自然放流方式のため人為的な操作が不要ということから、実用化された例も多い。古い方式でありながら、それがなぜいまになって全国各地で復活しようとしているのか。はなはだしい例は「脱ダム」を宣言した長野県である。「河道内遊水池」と称して、河道に穴あきダムを設置することを検討している。姑息としかいいようがない。

2004 年 11 月 29 日、第１次淀川水系流域委員会の委員有志は、穴あきダムの実態を把握するため、滋賀県が穴あきダムという姉川ダムを現地視察した。

図１は姉川ダムの試験湛水時のものであろうか。上下２段の放流口から水がでている。上段の放水は洪水時を想定した放流であり、その落下水脈の下端左に見える下段からの放水が普段用のもので、放流口の位置は河床の高さに一致している。

しかし、図１ではわからないが、下段から放水されている水の取入口は河床の高さより上に設置されており、流水の正常な機能を維持するための用水はダム湖に貯水されるようになっており、貯水量が少ないことを除けば、普通のダムとなんら変わるところがない。

個人的見解をいえば、姉川ダムは穴あきダムではない。それをなぜ滋賀県は穴あきダムと説明するのか。「まやかし」と感じた。

それが本意見を提出するきっかけとなった。

図１　姉川ダム(「月間ダム日本」2002 年 10 月号より)

2　穴あきダムという詐称

穴あきダムと聞いて、どのようなダムを想像するか。

「ダムの底部にぽっかりと大きな穴が開いていて、普段はダムができるまえと同じように、風が吹き抜け、鳥も昆虫も魚も自由に行き来でき、穴越しに向こうの景色も見える」とでも思うなら、とんでもない錯覚である。

なぜこのような錯覚が生じるのか。

穴あきダムという呼称そのものに錯覚を生じさせる要素がある。利用するために水を貯めるダムには例外なく「穴」がある。ごく一部の例外を除いておよそ穴のないダムなどなく、ダムは基本的に穴あきである。財)日本ダム協会発行の「ダム辞典(解説・用語)」にも該当項目のない穴あきダムという呼称をわざわざ用いることに胡散臭さを感じる。

穴あきダムとはどんなものか。

図２は武庫川ダムの側面図である。武庫川ダムは洪水調節と全国で３例というレクリエーションを目的とした噴飯ものであるが、本来の穴あきダムに近いので取上げた。

放水口は、普段用の下段のほか、洪水用の上段、超過洪水用の最上段がある。下段の放水口は河床の高さに設置されているが、下流に目を移すとエネルギー減勢用の突起が２箇所に設けられている。いずれの突起も河床の高さより上にあり、少ないとはいえ水を貯め、縦断方向の連続性を遮断している。

堤高 73m、堤頂長 160m という巨大な構造物により景観は一変されるうえ、洪水時に貯水された水が放流されたのちに水没した動植物が洪水まえと同様に戻るかどうか疑問である。もちろん普段でも魚は自由に行き来できない。これでも環境に影響しないといえるのか。

武庫川ダムはまだ穴あきダムに近い。滋賀県の姉川ダムまで穴あきダムといわれれば絶句するしかない。佐賀県の城原(じょうばる)川ダムのように「流水型」と言い換えても本質は変わらない。

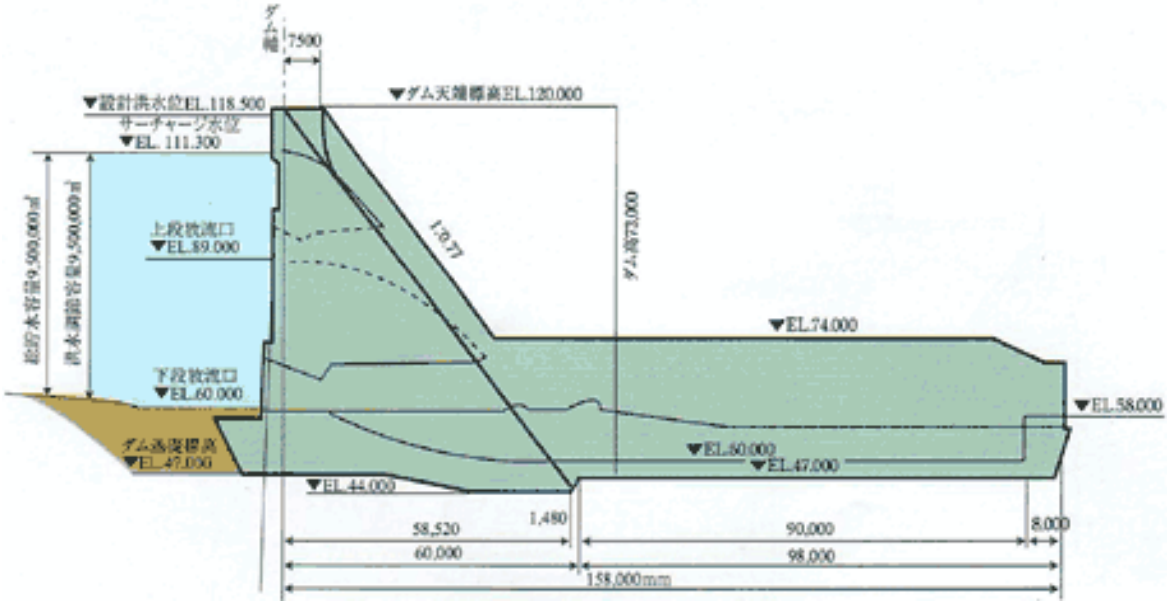

図２　武庫川ダム側面図(兵庫県ホームページより)

3　穴あきダムの「まやかし」

穴あきダムをどのように説明してきたか。一例として滋賀県の北川第一ダムについての説明を見てみよう。滋賀県は穴あきダムの特徴をつぎのようにいう。

①洪水時のみ一時的に貯水するため、平常時は上流からの水はそのまま下流に流れていきます。このため、通常のダムと比べて植生をほぼ現状のままに保つことができます。

②洪水時も洪水時以外も、ともに上流からの土砂は、河床部の洪水吐きから水と一緒に下流に流れていきます。このため下流への土砂の供給が絶たれることはありません。

③貯水することがありませんので、水質が変化することがありません。

④ダムの上流と下流で水の流れを妨げないため、生物(魚など)の移動が可能です。

個々に検証してみよう。

①－1「平常時は上流からの水はそのまま流れる」か。

ダムの下流部の放流口を河床の高さに一致させていても上流部の取入口の高さがそうであるとは限らない。姉川ダムのように、取入口が河床より高ければ、当然その高さまでは水が貯まることになる。よしんば武庫川ダムのように取入口が河床の高さに一致している場合でも、取入口から放流口にいたる途中に減勢用の突起物が設置されていると、これが堰となって水を貯めることになる。

上流からの流入量と下流への放流量が一致していても、上流からの流れは短時間であろうと一時的に貯水されるうえ、上流からの流れはダムに設けられた狭い暗闇を通り抜けねばならず、ダムのない場合とある場合とでの流れはまったく異なったものとなる。

「上流からの水はそのまま流れる」とはいえない。まさにまやかしである。

①－2「植生をほぼ現状のままに保つことができる」か。

普段は水を貯めないとはいえ、洪水時には貯水する。洪水時に貯水された水は清水ではなく土砂などの浮遊物を大量に含んだ濁水である。それらは洪水後に水が引いたのちにも残り、汚れた状態が数ヶ月から場合によっては数年もつづくことになる。数日間におよぶ水没と長期間にわたる汚染が植生にどのような影響を与えるのか。「植生をほぼ現状のままに保つことができる」ということはまったく保証されない。「植生を現状のままに保つ」とはきわめて胡散臭い。

②「上流からの土砂は河床部の洪水吐きから水と一緒に下流に流れていく」か。

上流からの土砂が河床部の洪水吐き(普通は放流口という)から水と一緒に下流に流れるかどうかは洪水吐きの大きさに左右される。洪水吐きが大きいと洪水の調節機能が低下し、逆に小さいと洪水流が運ぶ巨礫や流木により閉塞される危険性がある。洪水吐きからの放流を人為的に操作しなければ、土砂が溜まる可能性がきわめて高い。もし土砂が溜まれば、下流への土砂の供給が絶たれることになる。

穴あきダムでも堆砂容量を設定している場合がある。もし土砂が穴あきダムを滑らかに通過するのなら、穴あきダムには堆砂容量は不要なはずである。一方で堆砂容量を設定しながら、この

ような説明をするのは欺瞞である。

③「貯水しないので水質が変化しない」か。

穴あきダムでも貯水量がまったく０ではない。武庫川ダムのように貯水量がきわめて小さい場合、普通のダムに比べれば水質の変化は小さいかも知れないが、姉川ダムのようにある程度の貯水がある場合には、貯水量が少ないだけに、そこでの水質の悪化は普通のダムより著しくなる可能性がある。貯水しないといいながら、たとえ少なくても貯水する場合は、水質は変化しないという説明は胡散臭い。

④「ダムの上流と下流で水の流れを妨げないため、生物(魚など)の移動が可能である」か。

既述のように、穴あきダムが建設されると平常時でも水の流れは大きく変化する。それにもかかわらず、「ダムの上流と下流で水の流れを妨げないため、生物(魚など)の移動が可能です」とはよくいえたものだと驚く。取入口から放流口までは狭くて暗い迷路である。ダムがないときのように魚がすいすいと行き来できない。ましてや鳥や昆虫や花粉などにとってはダムが大きな障壁となるであろう。絶句するほどのまやかしである。

４　穴あきダムの洪水調節機能

穴あきダムの説明であえて言及を避けたと思われるのは「洪水調節機能」である。

穴あきダムが調節効果を発揮するのは一定規模以上の洪水であって、その規模以下の洪水に対する調節機能は低下する。中小規模の洪水でも被害が発生することがある。下流で被害が発生しているにもかかわらず、なんの役にも立たないことに被害者は納得するだろうか。

調節効果の対象となる洪水の規模は放流口の大きさで決まる。しかし、小さすぎると貯水頻度が多くなり、環境への影響が大きくなる。また大きすぎると、中小洪水で被害が発生している場合でも調節効果を発揮せず、無用の長物との誹りを受けることになる。

図３　藤井川ダム(元)（ダム便覧より）

このような欠点を補うには放流を人為的に操作するように改築することである。例えば、洪水調節専用ダムとして昭和 31 年に完成した藤井川ダム(茨城県)はその後穴を大改造してゲートを設置し、昭和 52 年に多目的ダムに変えられている。

もし、将来の改変を見込みながら、当面の逃道として穴あきダムを採用するようなことがあれば、それは詐欺行為以外のなにものでもない。

なお、サーチャージ水位までの湛水試験を行わない場合には安全性に不安を残すことになることも無視できない欠陥要素である。

５　おわりに

穴あきダムは放流口を河床の高さに下げただけの自由放流式のダムであり、普通のダムと基本的に変わるところがない。

穴あきダムの問題点を挙げると次の通りである。

・ダムの存在自体が周辺の景観を破壊し、局所的な気象の変化をもたらす。
・穴あきダムといってもまったく水を貯めないわけではなく、土砂の流下や生物などの移動を妨げるといった環境への悪影響がある。
・水質への影響が懸念される。
・一定規模以上の洪水に対してしか所定の流量調節機能を発揮しない。
・放流口が閉塞される危険性がある。
・湛水試験を行わない場合は安全性に不安を残す。

要するに、穴あきダムは中途半端な「欠陥ダム」としかいいようがない。

天ヶ瀬ダム再開発に関し宇治川の住民の意見をどう反映したのか？

委員　本多　孝（住民参加部会、猪名川部会、淀川部会）

5ダムについての検討結果が、発表された。その中で流域委員会が妥当と判断した天ヶ瀬ダムの再開発問題がある。１５００t放流については、いろいろ意見があるようだがその必要性については、河川管理者から今後も住民理解を得る真摯なそして粘り強い説明を期待するが、宇治川の河道掘削には、地元から景観・環境・防災上の理由で反対もしくは危惧の声が上がっている。

住民は、塔の島の清掃をされ愛着をお持ちのようだ。また、漁業関係者や観光関係者からも心配の声があると聞くし、議会からも意見書が出た。

住民対話集会が行われさまざまな点が整理され、意見書にまとめられたが、それを河川管理者は、どのように評価し、反映させたのか、住民にとって疑問が残るところではないか。

河川管理者は、委員会に住民意見の聴取と反映の方法について付託し委員会は、住民対話集会を提案した。これは、住民の意見のガス抜きの場や「これだけ会を重ねて議論したのだからこれ以上は限界」と開発続行のアリバイに使われても困る。

住民対話集会を重ね、どのような基準になったら、やむをえないと判断したり代替案の変更を検討したりするのか、その基準がないと不透明なものになるのではないか。今後住民との連携での河川管理に支障がでたり、河川管理者に対するいらぬ不信感を住民に持たせてしまうことにならないか。

天ヶ瀬ダム再開発は流域委員会の妥当と言う判断はあっても、塔の島の問題については、景観や環境、住民・議会の意見についてのきちんとした対応をいただき、多くの宇治市民が望むのであれば河道掘削でない方法の検討も必要ではないかと考える。

その場合の基準が明確であり誰が見てもわかるかたちにし、議論を重ねその基準になれば、続行するとか別の方法を考えるなど「住民意見の聴取と反映の方法」が透明であることが必要と考える。

住民対話集会では、意見書の作成がされたので、聴取と言う点では効果があったと思われるが、反映は、河川管理者の判断の中にゆだねられた形になっている。委員会としても改善や提案の検討が必要と思う。また、対応後の河川管理者の住民説明も以前に増して行う必要を感じる。

淀川流域委ウォッチャーズNo.4(050517版)「テーマ別部会に思う」

日曜日開催のテーマ別部会、二部会連続ということもあり、委員長、副委員長も顔をそろえ、他部会出席の委員もあり、まずはめでたい。ただ、日曜日開催というのに、空席が目立つ傍聴席は寂しい限りです。

実は、住民参加部会に参加するのは初めてなんだけど、何で住民参加部会をやりたがる委員が多いのか、よくわからない。「そこで熱心に議論するのは自由だけど、この空席を何とかしてよ！」と思う。

第二期流域委員会が始まって三ヶ月が過ぎたわけだけど、傍聴席に座るようになって持った危機感の理由が、だんだんわかってきました。「私が単に、傍聴席の新参者だから？」と思ったけど、そうじゃない。傍聴者の空気に、第一期の流域委員会に寄せられていたような期待感や信頼感がなくなった。今は住民団体を代表した人が、流域委員会の方向を監視に来ているだけみたい。まるまる淀川水系流域委員会が期待されてたんじゃなくて、長年住民サイドで行政とぶつかってこられた先生方が委員だったからこそ、みんな「今までの御用委員会とは、ちがうことをやってくれる」と期待してくれてたんだ。「流域委員会にいるからって、自分が信用されてると思うなんて、思い上がってたな」と反省。

第二期の流域委員会の実績は、今のメンバーで築いてもらうしかない。第一期の流域委員会への期待が、今もあるとは思わないでほしい。まだ第二期の委員会は、環境について、治水について、利水について、ダムについて、まだ何も言っていない。それをせずに、住民参加を語るのは、あまり意味がないと思う。だって、私が自分の運動とのかかわりの興味だけで流域委員会を傍聴しているなら「何をするつもりか、まったくわからん」と思ったら、黙って傍聴しなくなるもの。そうできたら、何ぼか楽か。流域委員会がどうなってもいいとは思えないから、嫌がられても、きついこと言わないではいられなくなる。もっと、危機感持ってよ！がんばってよ！住民参加どころか、見放されるよ！傍聴席からは、そう見られていることを自覚してほしい。二年の任期のうち、もう三ヶ月も過ぎてしまった。もういいかげん第二期流域委員会は何をするのか、示してほしい。みんな、それを待ってるんですよ。

利水部会になると、少し傍聴者も増えた。けれど、利水の現状認識に終わった感じ。勉強会したんじゃないの？それぐらいなら、傍聴者の方が知ってるよ。水需要管理への道は遠い。農業水利に強い部会長に決まったんだから、今度こそ、農業用水に踏みこんで水融通を進めてほしいです。

先日、新規の委員の方とゆっくり話す機会がありました。「発言ができない」とまじめに悩んでおられて「プレッシャーかけちゃったな」と申し訳なかったです。もちろん、どんどんお考えを明らかにしてほしい。でも、こういう場に慣れないと発言のタイミングが難しいのもよくわかる。私も他部会に出席したとき「私の意見なんて」と思うのを「せっかく来たんだから、発言して」と他の委員の方に声をかけていただいて、勇気をいただいた。発言しやすいように、声をかける思いやり、発言をうながす進行をお願いしたいものです。

くり返すけど「淀川流域委ウォッチャーズ・クラブ」は、個人的な意見の違いを超えて、傍聴席から「淀川水系流域委員会」が住民により開かれた委員会になるよう応援するため、結成しました。ニュースの発行、委員会でのアンケートなどをやっていきます。意見のある方、ぜひ聞かせてね。連絡・発行などは、当面、細川ゆう子が担当します

流域委員会裏話【3】飲みニケーションその1

流域委員会の飲みニケーションについては、エピソードはいっぱいあるけど、今日は少しつらい話を。

猪名川部会は、ずっと「低迷している」と汚名を着続けたけど、最初からそうではなかったのです。地域の特性に詳しい委員も専門家の先生も一緒に「猪名川モデルを作ろう」と燃えていたのです。猪名川部会では出席者の都合で次の部会開催日が変更になることが多く出席していないとますます出席しにくくなり、専門の先生方がほとんど来られなくなっていきました。

さらに、提言に向けて、ダムの審議の方法が運営会議で二転三転し、委員らが「自分達に審議させないつもりか」と不信感を募らせたのです。部会長は、会議後に「話さないか」と熱心に声をかけてくださいましたが、時すでに遅く、猪名川部会の委員はばらばらになってしまったのです。ダムワーキングにでてみると、それだけ、ダムについては状況に応じて対応が変わらざるを得なかったことがわかりました。部会長に申し訳なかったと心残りです。

流域委員会は公開なので、河川管理者は水面下で努力してくれていることは話せません。それを理解している委員も、委員会では話せません。信頼関係を失わないために、流域委員会には飲みニケーションが欠かせないのです。飲みたくなかったら、ウーロン茶をすすりながらでもOKですから、できるだけ参加してください。慣れたら、癖になります。(お酒入らないと盛り上がらないなんて、男の人ってめんどくさいね。)

淀川水系流域委員会が新メンバーで活動を始めてや数ヶ月になる。第二次流域委員会についての感想を述べたい。

１）差別を持ち込んだ流域委員会

平成 17 年 2 月 1 日までに 68 歳に達した人は再任しない方針だったとか。流域委員の若返りは必要ではあると思われるが、機械的な年齢によって再任をする、しないというのは明らかな年齢差別といえるのではないか。また女性委員は 2 人であり、それも研究者のジャンルに属する人である。従来は 8 人の女性委員がおり、そのうち 3 人が地域の特性に詳しい委員であったが、今回は地域の特性に詳しい女性委員一人もいなくなった。地域の特性に詳しい委員のうちの女性委員は、機能していたかどうかは別にして、主婦層の意見を反映させることのできる人として委員に選任されたものと理解していたのだが、これば間違っていたのだろか。今回これらの女性委員の姿が消えたのはどのような意味を持っているのだろうか。

２）流域から遊離した猪名川部会、木津川部会

今回新たに木津川上流部会ができたことは喜ばしい。ただ残念なのは流域の住民が 8 人の委員のなかで 1 人だけだということだ。猪名川部会では 10 人中 2 人に過ぎない。流域住民だけでなく、その流域をフィールドとして活動している人も住民の委員を除いて 1 人もいない。木津川上流、猪名川部会は地域住民とは無縁の形で進めようというのであろうか。新部会の木津川上流部会は別として、猪名川部会でみるならば、かつては地域の特性に詳しい委員は 11 人中 4 人いたし、流域をフィールドとする委員が大半を占めた。猪名川部会で再任されたのは 11 人中わずか 2 人。猪名川部会委員の再任率は他部会と比べて異常に低い。以前の猪名川部会は地域に密着した部会といえたのだが、今回は地域とはかけ離れた部会に変わったという感じは否めない。

３）淡水魚・植物系委員の姿が消え、水理学系が増える河川の生態をみるとき、長期にわたって観察することは必要不可欠であり、また生きものを総体としてみることが必要であろうと思うのだが、今回の委員では、魚類は琵琶湖の漁協関係者が 1 人、植物は水草が専門の人が 1 人に過ぎない。河川の生態を考えるとき、最も必要な淀川水系をフィールドとして活動する淡水魚、水辺の植物を対象分野とする人が１人もいなくなってしまった。このような流域委員会は異常といえるのではないか。変わって相対的に激増したのが水理学系の人たちだ。28 人中６人に達する（砂防を含む）。前回は砂防を含めて 52 人の委員の中で 5 人にとどまっている。その 5 人うちの 1 人は委員長である。前回が少なかったということはいえなくもないが、この変化は何を意味するのだろうか。

４）経済学系の委員の存在は前期委員会のメンバーの中に、任期中 1 回も出席しなかった経済学の委員がいた。今期も経済学を対象分野とする委員の顔はまだ見ていない。わざわざ東京から出席するに値しない委員会の内容であることは否定しないが、委員の選任に問題があるのではないか。単に環境経済学という言葉に惑わされて選任した

のではないか。川が社会的共通資本であることに異論を唱える人はいないと思われるが、淀川水系流域委員会ではそのような観点で議論されたことは全くない。この観点から議論できる在関西の若い社会学系、経済学系の人に委員に加わってもらったなら河川の新しい姿が見えて来るのではないか。昨今官民のパートナーシップという言葉が巷に溢れているが、この先に見えるのは「コモンズとしての川」であり、これこそが今問題の生態系やダム問題を解きほぐすキーワードになると思うのだが・・・。淀川水系流域委員会の委員の方々の更なる論議に期待したい。

第２回総会アピール
自然環境保全と回復に新たな夜明けを！！

本会は創立以来２年、伊賀地域の「水と緑」を考える中、「川上ダム」建設計画は後戻りの出来ない膨大な生態系破壊と木津川上流域の自然破壊を進める元凶となるものだ、との共通認識を得て様々な調査・研究を積み重ね、「川上ダム」建設の「治水上の無意味さ」「環境破壊の大きさ」「利水上の過大さと伊賀用水原価の過酷さ（水道料金の約３倍化）」「ダム直近の活断層を含む大断層帯隠し」「大滝ダムの地滑り責任」など指摘し、流域住民に説明するように要求して来ました。

国交省は、永年の自然破壊の因となってきた「全国総合開発計画」を廃止すると発表しました。又、これまでの「河川整備での河道抑制主義」を改め、「流域対応」を重点としていく方向を明かにしました。当然とは言いながら、これらの大転回は「長良川河口堰建設反対運動」以来広がってきた全国の「脱ダム」を中心とした「自然環境派市民運動」の成果であります。

伊賀流域住民の皆さん、これをバネにして「川上ダム」の建設と関連工事の中止を要求し、木津川上流域の「自然環境回復」と「淀川の水源域」としての「集水域管理」取り組みを協同し、成功させましょう。

新たな夜明けを確実にする為、住民が主体となり粘り強く「行政主導」をはね返しながら、具体策を提案していきましょう。

伊賀地域の皆さん、ダム問題と合わせて伊賀の歴史・伝統・文化・風土・自然等を学び、会員相互が「水と緑」にふれあいながら親睦を深め、人間と自然が共存できる持続可能な社会の実現をめざしましょう。

２００５年５月１４日

伊賀・水と緑の会（旧：伊賀の水と緑を考える会）

第 41 回委員会参考資料２についての意見

山岡久和

「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」でありますが、平成 15 年 11 月 28 日に都市再生本部決定として都市再生プロジェクト（第 6 次決定）関連参考資料に「琵琶湖・淀川流域圏の再生　～歴史・文化を生かし自然との共生を目指す流域全体での一体的な取組～」というタイトルで 琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿で次世代に継承するため「歴史・文化を生かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生」の実現を図る。このため国、関係地方公共団体等、流域全体での一体的な取り組み体制を構築し、以下のような観点で総合的に施策を展開することとする。（１）　　琵琶湖・淀川が有していたヨシ原、ワンド等を再生するとともに、琵琶湖から淀川に至る流域圏としての生態系・景観の保全・再生のための施策を展開する。（２）都市を代表する社会資本ストックを歴史的蓄積も生かしつつ後世に残すことを念頭に、沿川のまちづくりと一体となった親水空間や防災用水ネットワークの整備を進める。さらに失われた清流の回復、浄化用水の導入、汚水処理施設の整備等健全な水循環系再生のための施策を推進する。（３）琵琶湖・淀川流域の新たな交流・連携の場として、水辺の賑わいや川の文化の復活、水を軸とした広域周遊観光、災害時の物流対応のための水上交通ネットワークの構築等を推進する。とあり、琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会が平成 16 年 4 月 22 日に設置されています。その内訳は、国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産省、経済産業省、環境省、と三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、大津市のほかオブザーバーとして内閣官房　都市再生本部　参事官であります。「琵琶湖・淀川流域の再生　基本理念（案）」では、基本理念、基本方針、推進方針、計画が謳われています。その上、５つの WG を設置することが決まっています。このような経過と説明もなく河川管理者提供資料として「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が第２９回淀川部会(㘝 17.4.11)に出されましたが流域委員会の委員に対して、また、傍聴者に対しても全ての情報を公開すべきであり不親切とおもいます。淀川水系流域委員会は、淀川水系における「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成 13 年 2 月 1 日に国土交通省近畿地方整備局によって設置され、①近畿地方整備局が策定する「淀川水系河川整備計画（大臣管理区間を基本）に対して、意見をのべる。②関係住民の意見の反映方法について意見を述べる。ことであります。今回出されました「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」（参考資料）は、現在のところは学識経験者や、関係する市町村長の意見並びに住民等の意見の反映もなく、トップダウン方式で作成されたものとおもわれますが、経過や方針部分はもっともらしく書かれていますが計画部分は方針や淀川水系流域委員会の審議内容が反映されているようには感じられずあまりにもずさんで、結局、事業を実施（再生プロジェクト）することが目立って「治水、利水、環境」について、深い考察も感じられません。豊かな人間社会にとって、河川は、先ず治水です。しかし、治水と環境は切り離して考えられない関係にあります。このことについては、現在、淀川水系流域委員会で審議中であります。治水計画が定まら

なければ利水も環境及び利用は、結局は手戻りになってしまいます。しかしながらこの再生計画には治水に関する事柄がありません。琵琶湖の環境改善と琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減のため、1,500t 放流の是非は別として 1,500t を瀬田川から流すことにともなって鹿跳渓谷や天ヶ瀬ダム再開発および塔の島地区の掘削等に関する問題並びに堤防強化等に関する問題に触れず、その上、宇治川(宇治市域)に関する部分が再生計画から欠落しているのはなぜでしょうか？「琵琶湖・淀川流域圏の再生　基本理念（案)」に基づき書かれてはいますが中身がなく、事業ありきで「同協議会の計画内容」が乖離しているように感じます。「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を策定される協議会組織は、上位計画的に構成されて行政レベルでは淀川水系流域委員会の係る組織より遥かに大きい組織であり、国土交通省近畿地方整備局はその一部であります。また、これから多くの分科会や専門委員会、更に、分野別部会、地域部会等が設置されるらしいですが淀川水系流域委員会との関係はどうなるのでしょうか？軽視されているようで心配です。したがって、淀川水系流域委員会の意見が「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」にどれだけ反映されるか疑問でありますが、淀川水系流域委員会の「淀川モデル」にこめた想いが、出来る限り反映されますように各委員の今後の奮闘を期待します。

589　徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子氏

国交省が淀川水系のダムにつき、一定の結論を出した由。近畿地整に伝えて下さい。

残り３ダムのうち水資源機構が建設中の丹生ダム（滋賀県余呉町）は治水面での機能に限定する形で計画を縮小して継続する。治水面での機能に限定するなら水資源開発促進法に基づく水機構ダムとしてはいったんは「白紙撤回」するべきです。そこのところを曖昧にして「継続」なんて論理的に言ってもひどい！
同じく水資源機構の川上ダム（三重県伊賀町）は利水機能の一部を残すとともに、治水ダムとして建設する。同じく「利水機能の一部を残しても」水資源開発促進法に基づく水機構ダムとしては不適切です。丹生ダム・川上ダムが治水ダムとして有効かどうかの議論以前に、水資源開発促進法に基づくダムとしては「中止」するのが、法律による行政というものです。河川局よ、お前もか「法治国家」としての体をなしていないことに私は怒っている！！

徳山ダム建設中止を求める会・事務局
http://tokuyama-dam.cside.com
近藤ゆり子
k-yuriko@octn.jp

590　徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子氏

徳山ダム建設中止を求める会・事務局
http://tokuyama-dam.cside.com/
近藤ゆり子
k-yuriko@octn.jp
TEL/FAX 0584-78-4119

７月１日付けの「淀川水系流域委員会委員長声明」を支持します。
国交省は、報告すべきことも報告せずに（＊）徒に淀川水系流域委員会の議論を混迷へと導いた上に、今回このような形で「方針」を出すなど言語道断な振る舞いです。
ダム・河川で様々な辛酸を味わった人々が切り開いた地平の上に、１９９７年の河川法改正がありました。その改正趣旨を最もよく反映したものが淀川水系流域委員会のはずでした。
その委員の方々のご努力とこの委員会を注視してきた多くの市民に対して、かくも一方的な態度がとれるものなのか？
また市民と国交省の不毛な対立のへと逆戻りさせるのか（それは河川を殺していくことです）？

ダム・河川に関わる一市民として、豊かな河川を次代に残して行こうとする決意を新たにしているところです。

以上

＊国土審議会国土審議会水資源開発分科会淀川部会が、淀川フルプラン全部変更の作業に着手しつつ止まっている（止めている）ことを説明しようともしなかった。私は、止めていることにも積極的な意義があると考えていましたが、「水需要の精査・確認」などと言い始めたから先も、止まっている（止めている）ことを説明すらしなかったことは、国交省として大きな過誤だと考えています（河川局と水資源部は違う、という言い訳は通らない）。

590　徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子氏

05.06.30 にこのことについて、他のＭＬに出したものの転載。

徳山ダム建設中止を求める会・事務局
http://tokuyama-dam.cside.com/
近藤ゆり子
k-yuriko@octn.jp

２ダム中止は「当然」なのですが・・・「脱ダムの流れが加速する」（新聞記事）と喜ぶ気にはなれません。

本来、淀川水系流域委員会＊の「中間とりまとめ」（２００２．２）を受けて、そして遅くとも「提言」（２００３．１）を受けて、５ダム（天ヶ瀬は「ダム」といえるかどうか？）とも「中止」にするのがスジってものです！
＊長良川河口堰の運動（１９６０年代から岐阜では市民運動が続いていた。１９７０年代の「長良川河口ぜきに反対する市民の会」－天野さんたちのとは違う－の通信誌「川吠え」を発掘することから、１９９５年～の私たちの運動の資料探しは始まりました）に対する、「本格運用開始」という河川局の強行（凶行？）は、同時に一連のダム審・河川法改正を伴うものでした。
河川法改正（１９９７年）の評価には、様々な要素を勘案する必要がありますが、その「善い面」が淀川水系流域委員会として現れた「はず」です。河川局（河川管理者）は、淀川水系流域委員会の「中間とりまとめ」「提言」の趣旨に沿って判断すべきもののはずです。それを何年も引っ張ったあげく「２ダム中止／丹生ダム・川上ダムは継続」などと、「よく言うよ」
私は「法が無視されて議論が進む」ことに苛立ちを禁じ得ません。
「憲法もへったくれもあったものではない、何でもあり」の現状の投影だ、という気がします。

（以下、「近畿地整に伝えて下さい」として６月３０日に送った意見（No589）　省略）

2005年7月12日

国土交通省近畿地方整備局
河川部長　　谷本光司　様

伊賀・水と緑の会
代表　　森本博

申し入れ書

7月1日「淀川水系5ダムについての方針」について。

7月1日に突如発表した「ダムについての方針」に対する淀川水系流域委員会委員長声明を強く支持します。

○　私たちは、川上ダムについて、「川上ダム事業は以下の目的で実施する」として「3項目」を挙げました。しかしまったく理解できません。正にそのことを議論してきました。

○　私たちは、過去4年半、淀川水系流域委員会の審議を注視し、「ダムのあり方」について流域住民の意見が反映されつつあり、歴史の流れが流域住民の望む方向に進んでいる事に大きな希望をもってきました。

○　私たちは、自然摂理を重んじ、住民の声に適う、河川整備方針と河川整備計画の策定に期待を寄せてきた。今回の一方的な発表は断じて許されないものです。

○　私たちは、過去いろいろな人々、団体、が多くの声を淀川水系流域委員会に寄せていただいていることに感謝しています。それは新たな河川整備計画の中に事業中の4ダム全て中止であります。しかし、国交省近畿地方整備局はそのことについてまともに対応しないでまた、川上ダム建設計画では地質、岩倉峡疎通能力、集水域などの回答・説明資料の提出が無かったことについても強く抗議します。さらに大滝ダム白屋地区の地すべりの解明が淀川水系流域委員会への説明もいまだなされていないことに憤りを感じます。川上ダム建設の事業継続に於ける費用対効果の問題も解決されていません。

○　私たちは、「自然環境を破壊して人間の生存は無い」との淀川水系流域委員会が到達した「提言」を何よりも大切にしたいと考えています。

○　国交省近畿地方整備局は、第42回淀川水系流域委員会の「説明」会と第43回淀川水系流域委員会の「審議」にあたり誠実な態度で意見・疑問に答え、説明責任を果たす事を求めます。自然環境を重視した河川整備方針の確立と新たな河川整備計画策定が住民の意見が反映したものになるよう近畿地方整備局は努力する事が責務の筈です。

以上

「墓石よりも学びの舎を」

【結論】

政治的な時間に流されることのない真摯な議論を、流域委員会の委員のみなさま、国や県にお勤めの河川技術者のみなさまの双方に望みます。

言葉や数字に惑わされず、「本当に必要な情報は何か」を見極め、得るための努力を惜しまないで下さい。私も出来る限りの協力をさせていただきます。

生まれ来る子どもたちと私たちが、ほんとうの安心と幸せを得るために。

【想い】

日本人は、木を育てて家を建ててきました。

100 年を耐える家をつくるために、100 年先を見越して木を植えてきました。

その、100 年先を見据えたまなざしと労が、この国に住む万人の暮らしを支えてきたと言っても過言ではないでしょう。

私の住む余呉町は、淀川の河口からもっとも遠い位置にある、源流。かつて都へと文化をもたらした渡来人が日本海を経てやってきた、日本文化の源流でもあります。

私はこの地に住んで、この地が持っているさまざまな力を感じています。

日々変わり行く空気・風景、暮らしをとりまく多様な生き物たち、連綿と受け継がれてきた歴史・村の景色。この数十年にわたって吹きすさんだ、人格のない冷たい経済活動によって、この地の山も川も荒らされてはきたものの、まだ、この地には再生する力がじゅうぶん残っている。そう確信しています。

語弊があることを恐れずに申せば、数十年前、この地に降りかかったダムの建設計画というのは、合法的な援助交際の申し出だったと思っています。

なぜならば当時の建設省の決定というのは絶対的で覆らないものだったからです。
そして当時の経済は競争こそ絶対の、人格のない、冷たい経済だったからです。自らの足で立つことをあきらめざるを得なかった住民に、国や県は巨額のお金と設備を用意し、依存関係をつくりました。

国や県の手厚い保護を受けることで、住民の誇りは深く傷つけられました。

私はこれまで、ダム建設に取り組んでくださってきた技術者の方々とダム建設に協力をされてきた移転地域住民の方々、特に地元の意見をまとめる立場にあった方々に、心からの尊敬と謝意を抱いています。技術者の方々は、自分とはまったく関係のなかった土地に飛び込み、そこに住む人々との信頼関係を築き、川を知ろうとし、そしてダムの建設を通じて答えを示そうとされてきた。移転された住民の代表の方々は、住民のさまざまな思いが交錯し、ぶつかりあう中で、一人一人に心を砕き、共に歩む道を模索された。

それぞれに、苦しい道を歩まれた。当事者にしかわからない苦難の道を。

しかし今、経済は二極分化しようとしています。
既存の流れのまま、無秩序なグローバル化を突っ走る経済の一方で、人格と温かみのある経済が生まれつつあります。みんながナンバーワンを競うのではなく、一人一人の人間、一つ一つの地域がオンリーワンを見出す経済。
この、後者の経済に向けて流域全体が移行していくことが、今私たちの目の前にあるさまざまな流域の問題を解決していく鍵であり、これまで多くの方が味わってきた苦汁を昇華させる鍵であると信じています。
都市部と農村部との健全な関係、上下流の対話、組織を超えた対話・・・。
すでにその動きは、この地でも始まっています。

もしこのまま、情に流され、政治的時間に流され、現段階での議論の状態でダム建設の結論が出されるとなれば、それは、地元住民の誇りと、連綿と受け継がれてきた地域の歴史への墓石です。

新しい経済に目を開いて、一人一人の可能性、一つ一つの地域の可能性にまなざしをあててください。
100 年先を見てください。
それが、流域委員会のみなさまと、河川技術者のみなさまへ向けた、私からの願いです。

私にはささやかな夢があります。
いずれあの丹生の谷が地元にかえってくることがあるならば、僕はあの地に、学びの舎をつくりたいのです。多くの人々と共に、痛んだ山や川の再生に取り組みながら、山を学び、川を学び、人を学び、生きることの意味を識ることができるような場を。
時代の中で数奇な運命をたどったこの地だからこそ、伝えられることがあると思うから。
さいごに、今、私の心にしみている一遍のうたを付して、私の意見といたします。
お読みいただき、ありがとうございました。

『生まれ来る子供たちのために』

多くの過ちを僕もしたように
愛するこの国も戻れない　もう戻れない
あのひとがそのたびに許してきたように
僕はこの国の明日をまた想う

ひろい空よ僕らは今どこにいる
頼るもの何もない

592　村上悟氏

あの頃へ帰りたい

ひろい空よ僕らは今どこにいる
－生まれ来る子供たちのために何を語ろう－
何を語ろう

君よ　愛するひとを守り給え
大きく手を拡げて
子供たちを抱き給え
ひとりまたひとり　友は集まるだろう
ひとりまたひとり　ひとりまたひとり

真白な帆を上げて
旅立つ船に乗り
力の続く限り
ふたりでも漕いでゆく
その力を与え給え
勇気を与え給え

作詞・作曲：小田和正